

「総合評価一般競争入札」と「プロポーザル」について

	総合評価一般競争入札	プロポーザル
地方自治法上の 位置付け	一般競争入札	随意契約
対象	価格と価格以外の要素が総合的に優れたものを契約相手方とすることが適当な案件	企画内容や業務遂行能力が優れた者を契約相手方とすることが適当な案件 (価格よりも提案を重視)
「価格」に対する評価 の占める割合	大きい	小さい (原則、評価点全体の10%以上)
契約相手方の 決定方法	入札価格の評価 + 価格以外の要素（性能、技術、デザイン性等）の評価（審査会）→ 落札者の決定 → 契約	企画提案書等の評価（審査会）→ 契約予定者の決定 → 契約内容の協議 → 見積書の徴取 → 契約
契約金額	落札金額による	契約予定者から徴取した見積金額による
特定調達の場合に おける実施の可否	可	不可
留意事項	落札者決定基準の決定に当たっては、学識経験者2人以上からの意見聴取が必須	一般競争入札（総合評価一般競争入札を含む）によることができないか、予め要検討